

松江労働基準監督署発表
令和8年6月16日(火)

【照会先】

松江労働基準監督署

副署長 松本 淳史

○第三方面主任監督官 木田 一弥

電話 0852-31-1165(17:15 まで)

労働安全衛生法違反容疑で書類送検
～ベルトコンベヤーに非常停止装置を備えていなかった疑い～

松江労働基準監督署（署長 いのうえ かずひで 井上 和秀）は、本日、アースサポート株式会社及び同社課長を労働安全衛生法違反の疑いで、松江地方検察庁に書類送検しました。

1 被疑者

(1) アースサポート株式会社

所在地：島根県松江市八幡町

事業内容：産業廃棄物処理業

(2) 課長 A（男性 42歳）※同社工場における施設管理責任者

2 関係法令(別紙1参照)

アースサポート株式会社及び被疑者Aに対して

労働安全衛生法違反

同法第20条第1号(事業者の講ずべき措置等)

労働安全衛生規則第151条の78(非常停止装置)

労働安全衛生規則第101条第1項(原動機、回転軸等による危険の防止)

同法第119条第1号(罰則)

同法第122条(両罰規定)

3 災害の概要

令和8年3月6日、被疑会社工場内において、労働者Bがベルトコンベヤーのローラー部分に付着した異物を除去しようとした際、覆いのない箇所から右腕を入れ、ローラーとベルトに巻き込まれ、体ごと引き込まれて右腕を切断したものです。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、ベルトコンベヤーに労働者の身体の一部が巻き込まれる等非常の場合に、直ちにコンベヤーの運転を停止することができる装置(非常停止装置)を備えなければならない、また、機械の原動機、回転軸、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い等を設けなければならないと規定されていますが、これを設けないままコンベヤーを使用させた疑いがあるものです。

関係条文

労働安全衛生法(昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号)

(事業者の講ずべき措置等)

第 20 条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二から三(略)

(罰則)

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、第 25 条の 2 第 1 項、第 30 条の 3 第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項、第 31 条の 2、第 33 条第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条、第 35 条、第 38 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 42 条、第 43 条、第 44 条第 6 項、第 44 条の 2 第 7 項、第 56 条第 3 項若しくは第 4 項、第 57 条の 3 第 5 項、第 57 条の 4 第 5 項、第 59 条第 3 項、第 61 条第 1 項、第 65 条第 1 項、第 65 条の 4、第 68 条、第 89 条第 5 項(第 89 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)、第 97 条第 2 項、第 104 条又は第 108 条の 2 第 4 項の規定に違反した者
- 二から四(略)

(両罰規定)

第 122 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則(昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 32 号)

(原動機、回転軸等による危険の防止)

第 101 条

- 1 事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆(おお)い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない。
- 2 から 5 (略)

(非常停止装置)

第 151 条の 78

事業者は、コンベヤーについては、労働者の身体の一部が巻き込まれる等労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、非常の場合に直ちにコンベヤーの運転を停止することができる装置(第 151 条の 82 において「非常停止装置」という。)を備えなければならない。